

大分県農業経営改善促進資金事務処理要領

第1 趣旨

大分県農業経営改善促進資金の融資事務に関しては、大分県農業経営改善促進資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この事務処理要領並びに基金協会及び融資機関の定めるところによる。

第2 定義

この事務処理要領による用語の意義は、要綱に定めるところによる。

第3 融資機関

本資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う県内の農業協同組合
- (2) 大分県信用農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫大分支店
- (4) 県内に本支店を有する銀行
- (5) 県内に本店を有する信用金庫

第4 資金の用途

要綱第4の2の貸付けの対象となる資金の用途を例示すると次のとおりとする。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設、機械の修繕費
- (5) 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- (6) 生産技術、経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等

第5 借入手続

本資金の借入手続は、次のとおりとする。

なお、融資機関は農業経営改善促進資金利用申込書兼借入申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）の受理から、原則として1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

- (1) 借入希望者は、申込書を作成の上、農業経営改善計画の写し及び同計画の認定書の写しを添付し、融資機関に提出する。

借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。

- (2) 推進会議は、本資金の貸付に係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。）に委任するものとする。
- (3) (2)により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入者の償還の確実性等）を行うものとし、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するもの

とする。

- (4) (3)の報告を受けた推進会議は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を通知するものとする。
 - ① 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた助成を行うのに必要な事項
 - ② その他機関 推進会議が特に指導が必要であると認めた場合における当該指導を行う上で必要な事項等
- (5) 融資機関は、慎重な審議を必要とする場合、借入額が極度額等の上限を超える場合には、推進会議に関係書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。

第6 貸付目標額の設定

- 1 融資機関は、要綱第6の1の(1)の規定に基づく翌年度の貸付予定目標額を融資機関貸付 予定目標額報告書（第2号様式）により、前年の12月10日までに振興局を経由して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額、県の出損見込み、本資金の貸付実績等を基礎として関係機関と協議して、貸付目標額協議書（実施要綱様式第3号）を作成し、1月中旬までに九州農政局と協議するものとする。
- 3 知事は、要綱第6の1の(3)の規定に基づく融資機関別貸付目標額及び基金協会への預託額を決定したときは、速やかに融資機関別貸付目標額及び低利預託基金預託額通知書（第3号様式）により融資機関及び基金協会へ通知するとともに、九州農政局に報告するものとする。

第7 低利預託基金等の貸付契約

県資金を貸し付けるにあたっては、知事は、基金協会と大分県農業経営改善促進資金預託基金原資貸付契約書（第4号様式）により貸付契約を締結するものとする。

第8 預託金の貸付け

融資機関は、本資金を融通しようとする時は、農業経営改善促進資金融通事業届出書（第5号様式）によりあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において大分県農業経営改善促進資金低利預託基金の預託に関する基本契約（第6号様式）を締結するものとする。

第9 報告

- 1 融資機関は、要綱第8の1の規定に基づく上半期・下半期ごとの大分県農業経営改善促進資金貸付状況報告書（第7号様式）を作成し、これを各上半期末・下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。
- 2 基金協会は、要綱第8の2の規定に基づく上半期・下半期ごとの大分県農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書（第8号様式）を作成し、上半期・下半期の翌々の15日までに知事に提出するものとする。
- 3 知事は、要領第9の2の提出を受けたときは、これを速やかに九州農政局に提出するものとする。

第10 資金貸付けの適正化

- 1 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出にあっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。
 - (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては貸付けの相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金は、消費的資金であることを鑑み、貸付資金の払出しは極力現金交付を避け、口座引落し、口座振込み等、貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

- 2 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融資及び償還の適正化を図るものとする。
- 3 本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聞いて処理するものとする。

第11 その他

- 1 平成14年7月1日以前に大分県農業経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年10月1日付け農経第867号）第5の（1）の①により認定を受けた資金利用計画は、本要領第5の（3）により認定を受けた申込書とみなす。
- 2 融資機関、県その他の関係機関（期間の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を厳守するとともに、本資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 3 融資機関は申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の（2）及び推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求め、同意の場合は、個人情報の取扱いに関する同意書（第1号様式の裏面）の確認欄に記名するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 平成6年度にあつては、第6貸付目標額の設定のうち
「1 融資機関は、要綱第5の1の(1)の規定に基づく翌年度の貸付予定目標額を様式第3号により、前年の12月10日までに地方振興局を経由して知事に提出するものとする。」
を
「1 融資機関は、平成6年度の貸付予定目標額を様式第3号により、平成6年12月27日までに地方振興局を経由して知事に提出するものとする。」
とする。

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月21日以降、基金協会の業務方法書の変更許可があつた日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月5日から施行する。